

移動支援事業に係る上限額管理について

1. 移動支援事業所間での上限額管理について

- (1) 1人の利用者に複数の移動支援事業所がサービス提供している場合、移動支援事業所間での上限額管理は必要ありません。
- (2) 移動支援事業所ごとに移動支援サービス利用者証に記載されている月額負担上限額で上限月額調整を行ってください。
- (3) 利用者が移動支援のみ（障害福祉サービス等の利用がない）を複数事業所利用しており、その利用者負担の合計額が移動支援サービス利用者証に記載されている月額負担上限額を超える場合は、超えた額について数ヵ月後に利用者にお返しくることになります。（神戸市と利用者の手続きにおける償還払いになります。）

2. 障害福祉サービス事業所等と移動支援事業所間での上限額管理について（総合上限管理）

- (1) 1人の利用者に障害福祉サービス事業所等（介護保険事業所及び障害児支援を実施する事業所を含む）と移動支援事業所がサービス提供している場合、障害福祉サービス事業所等と移動支援事業所間での上限額管理は必要ありません。（ただし、この場合であっても障害福祉サービス受給者証において利用者負担上限額管理対象者該当「有」と記載されている利用者に対して、複数の障害福祉サービス事業所がサービス提供している場合は、その事業所間では上限額管理は必要です。）
- (2) 移動支援事業所と障害福祉サービス事業所等（介護保険事業所及び障害児支援を実施する事業所を含む）との間では下記のとおり利用者負担上限月額で神戸市において総合上限管理を行います。

①総合上限管理の範囲

介護給付等	介護保険給付※	障害児通所・入所給付	移動支援
○			○
○	○		○
○		○	○
○	○	○	○
	○		○
	○	○	○
		○	○

※介護保険給付については、同一世帯員が同一月に移動支援を利用した場合にのみ合算の対象となる。

②移動支援の総合上限管理に係る利用者負担上限月額

一般1（市民税課税世帯で、所得割16万円未満の障害者）	9,300円
一般1（市民税課税世帯で、所得割28万円未満の障害児）	4,600円
一般2（市民税課税世帯のうち一般1に該当しない方）	37,200円

※資産要件は問わない。

- (3) 上記の総合上限管理において利用者負担上限月額を超えた場合においては、超えた額について数ヵ月後に利用者にお返しくることになります。（神戸市と利用者の手続きにおける償還払いになります。）

3. 利用者への周知について

上記1及び2の取扱い（一旦は利用者が上記の範囲で各事業所に利用者負担を支払い、上限を超えた場合には、数ヵ月後に神戸市から超過分が償還されること）について、利用者十分に御説明いただきますようお願いします。